

一般社団法人日本パラサイクリング連盟
懲罰規程

第1条(目的)

本規程は、当連盟の理事、職員、強化指定選手、強化スタッフに対して、理事会が科す懲罰及びその適用に関する事項について定める。

第2条 (違反行為)

理事、職員、強化指定選手及び強化スタッフ(以下「選手等」という)は次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- ① 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わないこと(指示命令違反)
- ② 本協会の名誉または信用を著しく毀損する行為(名誉毀損行為)
- ③ 身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメントおよび差別等の行為(暴力・暴言・差別)
- ④ 指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為(わいせつ・セクシャルハラスメント)
- ⑤ 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程に反するドーピング違反行為、又は法令で禁止されている薬物の使用や所持(ドーピング・薬物)
- ⑥ 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理に関与すること(不適切経理)
- ⑦ 職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求しまたは約束すること(不正利益供与)
- ⑧ 関係法令や本協会の定める諸規程に違反すること(法令・規程違反行為)

第3条(懲罰の種類)

理事、職員、強化指定選手及び強化スタッフ(以下「選手等」という)に対する懲罰の種類は次の各号の通りとし、これらの懲罰を併科することが出来るものとする。

- ① 戒告 口頭をもって戒める
- ② けん責 始末書を取り、将来を戒める
- ③ 罰金 一定の金額を当連盟に納付させる
- ④ 没収 取得した不正な利益を剥奪し、当連盟に帰属させる
- ⑤ 出場停止 無期限または違反行為1件につき1年以内の上限を付して、公式試合への上場資格を停止する
- ⑥ 公的職務の停止・禁止・解任 当連盟における一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
- ⑦ 除名 当連盟から除名する

第4条(調査及び審議の手続き)

理事会において懲罰の調査、審議及び懲罰の決定を行う。必要に応じて監査委員会も開催する。理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての理事、職員、強化指定選手及び強化スタッフはこれに拘束され、理事会の決定に関しては裁判所その他の機関等に不服申し立てを行うことは出来ない。ただし、懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後 10 日以内に、理事会に対して申立書及び証拠を提出し、手数料 5 万円を納付して再審査を請求することができる。再審査の手続きは、理事会の調査及び審議の手続きに準ずるもの歳、再審査申立に対して出された決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることは出来ない。

第4条の2(自動応諾)

前条の規定にかかわらず、当連盟のする決定が公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則第2条1項に該当する決定で、かつ、決定の対象となった者が第3条2項に規定する「競技者等」に該当する者である場合、当該決定の対象となった者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対する仲裁申立をすることができる。この場合において、当該紛争は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定めるスポーツ仲裁規則に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

第5条(改正)

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第6条(施行)

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 30 日第 4 条の2(自動応諾)を追記。